

訪問型サービス			
1	サービス種別	家事援助型訪問サービス	
2	サービスの内容	訪問介護員等による家事援助	
		サービスの提供時間	現行の基準省令に準ずる
		サービスの支援内容	家事援助及び自立生活支援のための見守りの援助 老計第10号の定める範囲を原則とし、身体介護を含まないものとする ただし、1-6(自立生活支援のための見守りの援助)を含む
3	目的	生活機能のリスクがある方に対し、自立支援に資するサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す	
4	対象者	碧南市内に居住する要支援認定者又は基本チェックリスト該当者(以下「事業対象者」という。)で介護支援専門員のケアマネジメントにより、日常的な家事などの生活支援が必要と判断されたもの	
5	対象者の状態像	・日常的な家事など生活援助が必要とされるケース ・ADL、IADLはほぼ自立しているが、腰痛や膝痛、筋力低下などにより重いものが持てない、しゃがむ姿勢、背伸びをする、長い間の立位等が困難なケースなど	
6	開始時期	平成29年4月1日から	
7	事業の実施方法	事業者指定	
8	サービス提供者	指定事業者。なおサービス提供は碧南市内とする。	
9	単価等	I 事業対象者・要支援1・要支援2 週1回程度の訪問 900単位/月 II 事業対象者・要支援1・要支援2 週2回程度の訪問 1800単位/月 III 事業対象者・要支援1・要支援2 週3回程度の訪問 2700単位/月 ※1単位 10.42円	
10	加算/減算	初回加算 200単位/月	
11	事業者への支払い方法	国保連合会経由で審査・支払【サービスコード：後日示す】	
12	市の負担方法	月ごとの包括払い(国保連合会から事業所へ支払い) 市は負担金として国保連合会に支払う	
13	利用者負担額(利用料)	1割負担(一定以上所得の利用者は2割負担)	
14	ケアマネジメント	ケアマネジメントA	
15	計画期間	3ヶ月/6ヶ月	
16	個別サービス計画	作成	
17	人員基準	管理者	専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
		従事者	必要数 資格要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者及び旧訪問介護養成研修1級・2級・3級課程修了者
		訪問事業責任者	従事者のうち、利用者40人に1人以上
18	設備基準	・事業の運営に必要な広さを有すること ・必要な設備、備品	
19	運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 ※下線は法令上必ず遵守すべき事項	
20	限度額管理の有無・方法	原則週3回までとする	
21	給付管理	要支援者 介護度による予防給付の支給限度額	
		事業対象者 予防給付の要支援1の限度額	
22	その他	○リハビリ専門職の生活機能改善支援 リハビリ専門職が訪問型サービスへ関与し、対象者の生活機能改善の支援に取り組む。 新規に個別サービス計画を作成する際に、リハビリ専門職が計画作成者と共に生活機能アセスメントを行い、計画作成を支援する。 また、新規導入後概ね3ヶ月後に評価、モニタリングを支援する。	